

○弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会運営規則（平成26年3月20日弘前市規則第8号）

弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会運営規則

平成26年 3 月 20 日
弘前市規則第 8 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき、弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（座長等）

第 3 条 懇談会に座長及び副座長各 1 人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 5 条 懇談会の庶務は、経営戦略部行政経営課において処理する。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（最初の会議の招集）

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の懇談会の会議は、市長が招集する。